

令和元年度同行援護指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	虐待の防止体制	虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全ての従業者に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていませんでした。利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第3条第3項 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	1
2	勤務体制の確保	従業者が事業所と雇用契約を締結していることが確認できませんでした。雇用契約書等で従業者と雇用契約を締結し、適切な勤務体制の確保に努めてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第12条第2項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(22)②	1
3	秘密保持	個人情報を用いる場合の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていませんでした。利用者等と個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第36条第3項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(24)③	1
4	記録の整備	同行援護計画を、変更する都度破棄しており保存していませんでした。必要とされる書類は、完結の日から5年間保存するようにしてください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第42条第2項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(29)①イ	1
5	アセスメント	初回も含めて必要な時期にアセスメントが行われていませんでした。同行援護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第10条第2項、第20条 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(16)②	1
6	実施状況の把握	同行援護計画の実施状況の把握を行っていることが確認できず、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明していませんでした。同行援護計画を作成後は、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第43条第2項で準用する第10条第4項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(16)①④	1